

妙高市教育大綱

第Ⅴ期 妙高市総合教育基本計画

令和7年度～令和11年度

妙 高 市

妙高市教育委員会

目 次

第1章 策定にあたって

- 1 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 大綱と計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第2章 本市の教育を取り巻く状況

- 1 子育て支援・幼児教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 生涯学習・スポーツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 4 文化振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第3章 妙高市教育大綱

- 1 基本理念と目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第4章 第Ⅴ期 妙高市総合教育基本計画

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 2 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 3 基本目標を実現するための重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - 基本目標：1. 安心して子育てができ 子どもたちが健全に育つ環境の充実・・・・・・・・・14
 - 主要施策：1－（1） こども家庭センターを中心とした切れ目のない支援・・・・・・・・・・・・・14
 - 1－（2） 子育てと仕事を両立できる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
 - 1－（3） 支援を必要とする子どもや家庭を支える環境づくり・・・・・・・・・・・・・18
 - 基本目標：2. 幼児の教育・保育環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - 主要施策：2－（1） 安全・安心・快適な保育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - 2－（2） 幼児の教育・保育環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
 - 2－（3） 自然や他者との関わりによる質の高い幼児教育の推進・・・・・・・・・・・・・25
 - 基本目標：3. 質の高い教育活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 - 主要施策：3－（1） 児童生徒による主体的な学びの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 - 3－（2） 他者に共感する感性と健全な心と体の育成に向けた支援・・・・・・・・・・・・・29
 - 3－（3） 確かな学力の育成と情報化社会等に対応した教育の充実・・・・・・・・・・・・・31
 - 3－（4） グローバルな人材育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

基本目標：4．学習環境の整備・充実	35
主要施策：4－（１） 学校施設の適切な管理と整備による教育環境の確保	35
4－（２） 安心して学べる教育環境の推進	37
4－（３） 教職員の働き方改革による教育環境の向上	39
基本目標：5．誰もが気軽に学べる環境づくり	41
主要施策：5－（１） 共に学び、支え合う生涯学習の推進	41
5－（２） 多様な学びを支える拠点施設の運営	43
5－（３） 感性や創造力を豊かにする読書活動の推進	45
基本目標：6．特色ある文化芸術施策の推進	47
主要施策：6－（１） 多様な文化芸術活動の推進	47
6－（２） 歴史文化資料の保存と活用	50
6－（３） 新たな視点による妙高市史の編さん	52
基本目標：7．誰もが親しめるスポーツの推進	54
主要施策：7－（１） 生涯スポーツの推進による運動習慣の定着	54
7－（２） 競技スポーツにおける選手育成と競技力向上	56
7－（３） 多様で快適なスポーツ環境の整備	58

第1章 策定にあたって

1. 策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行し、市としての教育政策に関する方向性を明確化するため、市長において「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)」を策定することが義務付けられました。

市では、平成27年6月の総合教育会議で、この大綱を新たに「妙高市教育に関する指針 第Ⅲ期 妙高市総合教育基本計画」に位置づけ、協議、調整するとともに、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「教育振興基本計画」という。)」として、更には第2次妙高市総合計画の教育分野における個別計画として、教育委員会において策定しました。

また、国では、教育基本法第17条の規定に基づき、今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めた「教育振興基本計画」を策定しています。現行の第4期計画は、令和5年度から令和9年度までを計画期間としています。地方公共団体で教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の「教育振興基本計画」を参酌することとされています。

新潟県においても、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市と同様に、県の最上位計画である総合計画を踏まえ、具体的な施策を示した教育行政の指針であり、行動計画である「新潟県教育振興基本計画(平成26年度～令和7年度)」を定めています。

今回、「第Ⅴ期妙高市総合教育教育計画(以下「本計画」という。)」の策定に当たっては、これら国や県の上位計画を参酌するとともに、市の上位計画である「第4次妙高市総合計画(令和7～11年度)」の教育分野の具体的な行動計画として、現状での課題や方向性を踏まえ、所要の改訂を行いました。

更に、本計画の策定に当たり、令和6年12月に総合教育会議を開催し、各施策の大綱について検討を行いました。これまでは、教育委員会が策定する教育振興基本計画に、大綱の要素を盛り込んでいましたが、この形式を改め、本来、市長が定める「大綱」と、市教育委員会が定める「教育振興基本計画」をそれぞれ明確に位置づけて整理するとともに、一体的に策定することとしました。

2. 大綱と計画の位置づけ

- (1) 本大綱及び計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく、妙高市における「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」、教育基本法第17条第2項に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画(教育振興基本計画)」、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づく妙高市における「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」及び妙高市における生涯学習推進施策の基本方向を示す「生涯

学習推進プラン」として位置づけるものです。

- (2) 本大綱及び計画は、「第4次妙高市総合計画」における「目指すまちの姿1：みんなが安心して子育てができ、子どもたちがたくましく育つまち【結婚、子育て、教育】」と「目指すまちの姿2：みんなが個性と能力を発揮し、つながりを深め、共につくるまち【市民参画、地域コミュニティ、生涯学習、スポーツ、文化芸術、人権、ジェンダー平等、多文化共生】」の教育分野に係る基本施策に基づいたものです。

参考 第4次妙高市総合計画（令和7～11年度）の基本施策・主要施策(抜粋)

目指すまちの姿1 みんなが安心して子育てができ、子どもたちがたくましく育つまち 【結婚、子育て、教育】

子どもや子育て世帯を地域全体で支え、育てていく機運を高め、子どもや若者が未来を切り拓き、たくましく生きる力を育むまちを目指します。

＜基本施策＞

1 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

＜主要施策＞

- 1)結婚の希望をかなえる支援
- 2)こども家庭センターを中心とした切れ目のない支援
- 3)安心して子育てができる環境づくり

＜基本施策＞

2 魅力ある学校教育の推進

＜主要施策＞

- 1)「自己実現していく力」の育成
- 2)学習環境の整備・充実

目指すまちの姿2 みんなが個性と能力を発揮し、つながりを深め、共につくるまち 【市民参画、地域コミュニティ、生涯学習、スポーツ、文化芸術、人権、ジェンダー平等、多文化共生】

市民をはじめ、民間企業や教育機関、関係人口など多様な主体との連携・協働により、地域社会を支えながら、魅力ある地域をつくるまちを目指します。

＜基本施策＞

1 市民が主役のまちづくり

＜主要施策＞

- 1)持続可能な地域コミュニティの構築
- 2)市民のまちづくりへの参画促進

＜基本施策＞

2 豊かな心身をつくる環境づくり

＜主要施策＞

- 1)誰もが気軽に学べる環境づくり
- 2)誰もが親しめるスポーツの推進

＜基本施策＞

3 地域の文化芸術の振興

＜主要施策＞

- 1)特色ある文化芸術施策の推進

＜基本施策＞

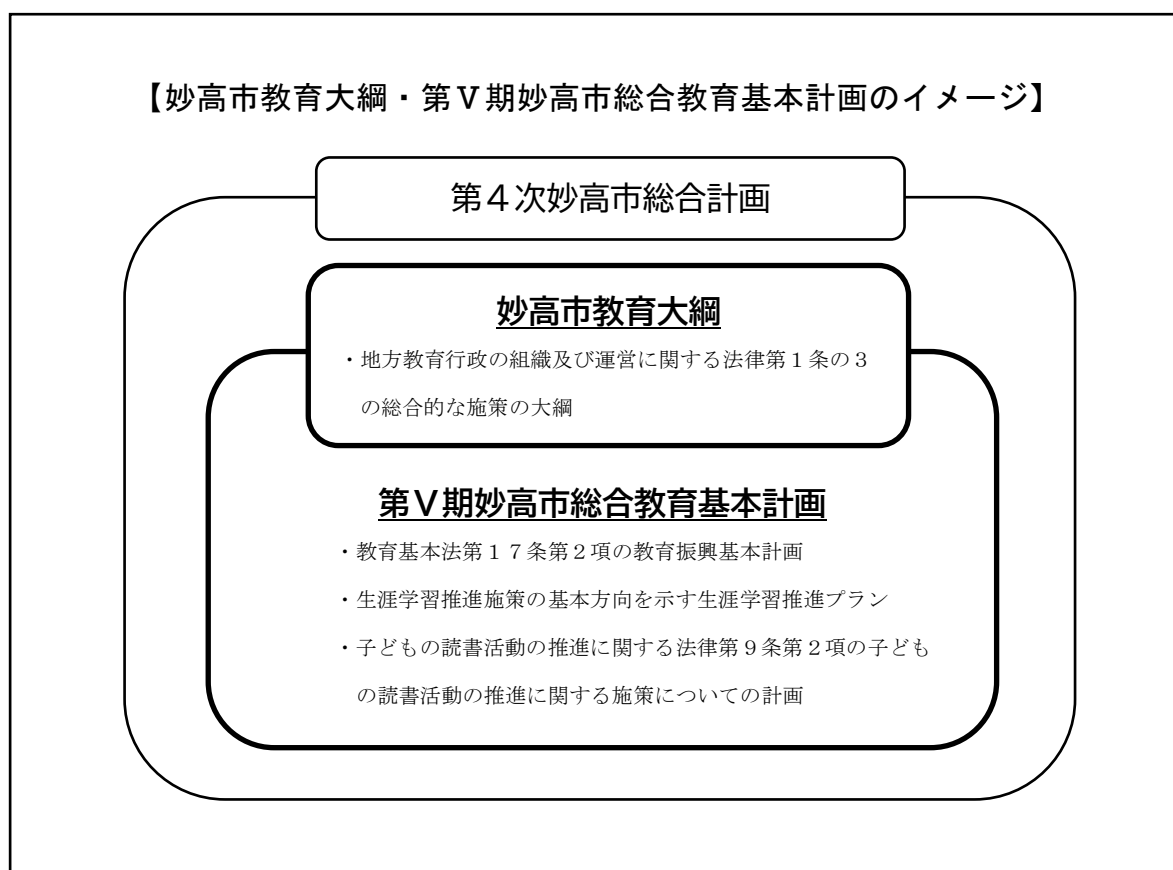
4 多様性を認め合う社会の形成

＜主要施策＞

- 1)誰もが社会参加しやすい環境づくり
(以下略)

注) 上記のうち、ゴシック体の部分が本計画に関連する施策などになります。

- (3) 本大綱及び計画は、妙高市の教育行政を進めていく上で、家庭教育・幼児教育・学校教育・社会教育・社会体育など、生涯にわたる学びの一体的な取組を推進するため、その実現に必要な施策を明らかにするものです。
- (4) 本大綱及び計画は、第Ⅳ期妙高市総合教育基本計画（令和２年度～令和６年度）の検証と評価に基づき、現在における新たな課題を踏まえ、家庭や地域、学校、行政の役割を明確にしつつ、今後取り組む方向性を示しています。



3. 期間

本大綱及び計画の期間は、令和７年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの５年間とします。

第2章 本市の教育を取り巻く状況

1 子育て支援・幼児教育

少子化や核家族化の進行、コロナ禍、長引く物価高騰の影響などもあり、育児に不安や負担感を感じる保護者が増加傾向にあると考えられます。このことから、子育て世代のみならず、地域全体で相互に助け合いながら子育てできる環境づくりや、子育て情報や相談窓口の充実による保護者の子育て力の強化、更には子どもと保護者の居場所や交流の場づくりなど、一層の子育て施策の充実が求められています。

また、人口減少と少子高齢化が加速する中、市が行う子育て施策や幼児教育に対する市民や社会の期待は、一層高まりを見せています。

子育て支援では、令和6年度から妙高市役所内に「こども家庭センター」を設置し、関係機関との連携により、支援が必要なかたの早期発見や、適切な支援に努めており、引き続き、支援体制の強化や連携を図る必要があります。

令和5年度からは、3歳以上の園児や小中学生の市民を対象に、給食費の無償化を実施し、市民全体で子育て支援を推進する意識の醸成と、子育て世代の経済的支援の充実を図りました。

このほか、放課後児童クラブや子育て広場、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業などを通じて、安全に安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組んでいます。

幼児の教育・保育環境では、各公立保育園及び認定こども園で地域の特色を活かした自然体験活動などに取り組むとともに、園児数の推移などに対応した園の統合や改修、増設などを実施し、子どもたちが安心して活動できる環境を整備しました。今後も、持続可能な園運営と、教育・保育環境の維持・整備に取り組む必要があります。

2 学校教育

学校教育では、職場体験学習やキャリア教育フォーラムを通じて、児童生徒が働くことの意義や望ましい職業観を育むとともに、新井南小学校において「妙高型イエナプラン教育(※)」の導入に向けた取組を進めました。

今後も、事業者や地域との連携を図りながら、豊かな人間性を育むための教育環境づくりを推進する必要があります。

健やかな体を育むための支援の充実に向けては、児童生徒が自らの生活・運動習慣や食習慣を振り返ることができるよう学習を行い、継続的な取組を行うことの大切さを学んでいます。肥満傾向の児童生徒が増加しているため、栄養に関する知識の習得が必要です。

学力の向上・定着では、教育補助員や外国語指導助手（ALT）の配置、放課後等の学習支援、学習支援アプリやデジタルドリル等の導入と活用など、様々な支援体制の整備に努めました。

しかし、指標とした学力テストの結果は伸び悩んでいることから、「主体的・対話的で深い学び」の授業づくり・実践が確実に実施される体制づくりに引き続き取り組む必要があります。

学習環境の充実では、学校施設の大規模改修や設備等の更新を行い、安全安心で快適な学習環境を整備するとともに、引き続き、学校施設の長寿命化や、近年頻発している猛暑など、気候変動に対応した安全安心で快適な学習環境の整備を進める必要があります。

児童生徒の通学の面では、地域による通学時の見守り活動や、スクールバスの運行などによる通学手段の確保など、安全安心な環境づくりに努めていますが、引き続きこれらの体制の確保や継続が必要です。

また、高等教育等への就学機会を確保するとともに、若者の地元定着やUターンを促進するため、現行の奨学金制度の課題や効果を検証し、制度の見直し・充実を図る必要があります。

※) イエナプラン教育：ドイツで生まれオランダで発展した、子どもの個性や意欲を重視した教育手法。

3 生涯学習・スポーツ

生涯学習では、市民が気軽に参加できる学習機会として「まなびの杜」が認知され、定着していますが、参加者の固定化や年代などに偏りがあることから、生涯にわたって活躍できる社会づくり、市民を主体とした学び合いによる人材の育成に向けて、取組を発展、強化する必要があります。令和5（2023）年度から工事に着手した新図書館等複合施設の整備を契機とし、多くの市民が複合施設に集い活動・交流することで、自発的な学びと地域課題の解決につなげることが必要です。

生涯スポーツ活動については、障がいの有無に関わらず、子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に取り組めるボッチャの普及や、スマートフォンアプリを活用したウォーキングイベント、親子で楽しめる生涯スポーツ大会等の開催により、幅広い市民へ運動機会を提供しました。

また、競技スポーツについては、スキーをはじめとするジュニア選手の育成や各種大会の開催と支援などを通じ、全国や世界で活躍する選手を輩出し続け、市民等からの選手への激励メッセージや活躍結果などの情報発信に取り組みました。

一方で、人口減少と少子高齢化によって総合型地域スポーツクラブや各種教室の参加者の減少が著しいほか、スポーツ活動に参加する子どもが減少していることから、誰もが取り組みやすい運動機会の提供と意識啓発を強化し、運動習慣の定着化を図るとともに、子どものころからスポーツに親しめる環境づくりを進める必要があります。

スキーをはじめとした競技スポーツにおいても、ジュニア選手の減少に歯止めがかからないことから、子どものスポーツ機会の充実を図るとともに、選手の底辺拡大・育成・強化といった一貫した取組と育成団体の支援を行う必要があります。

また、休日の学校部活動の休止に向けて、中学生が希望に応じて休日に地域でスポーツや文化芸術活動を行えるよう、受け皿の整備・充実を図る必要があります。

4 文化振興

歴史文化の継承と活用では、妙高市歴史文化基本構想に基づき、文化財の指定や登録を進めました。

地域の宝として継承されている歴史文化資源を守り、地域づくりに活用するため、大字関川に続いて、関山地区と斐太地区において歴史文化保存活用計画を策定し、地域活性化に向けた地元の推進体制を構築することができました。一方、関川関所道の歴史館や斐太歴史民俗資料館等の収蔵公開施設は整備時からほぼ変わらぬ状況で展示・公開が行われており、活用と来場者の増加に向けた施設の改修等の必要性が高まっています。

また、旧3市町村史が刊行されてから長い年数が経過しており、新たな歴史的発見や資料が増加していることから、これらを統合・整理した妙高市史の編さんが必要となっています。

魅力ある文化芸術事業では、東京藝術大学とのつながりを活かして、妙高芸術祭をはじめとする文化芸術事業を実施し、来場者や出品数の増加に取り組みました。一方、加速する人口減少と少子高齢化により、文化芸術団体が減少し活力が低下していることから、今後は、妙高市文化芸術基本条例に基づき、総合的な文化芸術施策の検討を進めるとともに、築40年が経過した妙高市文化ホール・新井総合コミュニティセンターについて、長寿命化に向けた改修を計画的に進める必要があります。

第3章 妙高市教育大綱

(1) 基本理念と目指す姿

【基本理念】

認め合い 学び合い 輝き合うまち 妙高

「第4次妙高市総合計画（令和7～11年度）」では、これからのまちづくりを進めていくうえで、各分野共通の基本姿勢を次のとおり定めています。

まちづくりの基本姿勢

- (1) 次代を担う「人」を育てる
- (2) 市民が多様な暮らしやいきがいを「選べるまち」をつくる
- (3) 全ての人との「つながり」を大切にする
- (4) 「誰一人取り残さない、自然と共生した持続可能なまち」を追求する

教育の分野においても、すべての市民が主体的な学びを通じて、互いに認め合い、高め合うことで成長し、輝き合うことで、いきいきと暮らし続けることができるまちづくり・人づくりを目指します。

【目指す姿】

○未来に向かって自ら考え 行動できる 妙高っ子

○人生100年時代を すこやかで心豊かに 輝き続ける人づくり

- 幼児教育、義務教育での教育の目標は、「子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた成長を支援し、将来の社会的自立に向けた基礎的な資質・能力を育成すること」にあります。そのため、豊かな感性をもち、自分の未来をいきいきと切り拓き、しなやかに、そしてたくましく行動できる妙高の子どもたちを育成します。
- 「人生100年時代」といわれる今日、市民の生涯を通じた学びを深めるとともに、その成果を地域社会に還元するなど、市民一人ひとりがすこやかで心豊かにいきいきと暮らし、持続可能な活力ある地域社会を支える人づくりを進めます。

(2) 基本目標

基本理念に基づく、目指す姿を達成するための教育に関する施策の基本目標を次のように設定します。

基本目標 1 安心して子育てができ 子どもたちが健全に育つ環境の充実

子どもを安心して健全に育てることができる環境づくりを推進するとともに、児童虐待、いじめ・不登校等、若者のひきこもりなどの問題に対する適切な対応と支援・相談体制の充実を図ります。

基本目標 2 幼児の教育・保育環境の充実

乳幼児期の子どもたちの健やかな成長に必要な幼児教育・保育サービスを提供するため、保護者や地域、学校、関係機関と連携を密にしながら、安全・安心な教育・保育環境の整備を目指します。

基本目標 3 質の高い教育活動の推進

子どもたちが様々な困難を乗り越え、自他のいのちを大切に、豊かな人間性を育むための教育環境づくりを推進するとともに、情報化・グローバル化が進展し続ける社会で役立つ学力の定着を目指します。

基本目標 4 学習環境の整備・充実

登下校時の安全や通学手段の確保、就学支援制度などを通じて安心して学習できる環境を整備するとともに、学校の適正配置、施設の長寿命化への対応など、安全で快適な学習環境の確保を図ります。また、教職員が児童生徒の教育に専念できる環境づくりに努めます。

基本目標 5 誰もが気軽に学べる環境づくり

選択できる多様な学びを提供し、市民の主体的な生涯学習を推進することにより、ウェルビーイング(※)の実現と、学びを通じた達成感や充実感を得ることができる社会を目指します。

※) ウェルビーイング：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。本施策では「心豊かに健康でいきいきと暮らす」という意味で使用。

基本目標 6 特色ある文化芸術施策の推進

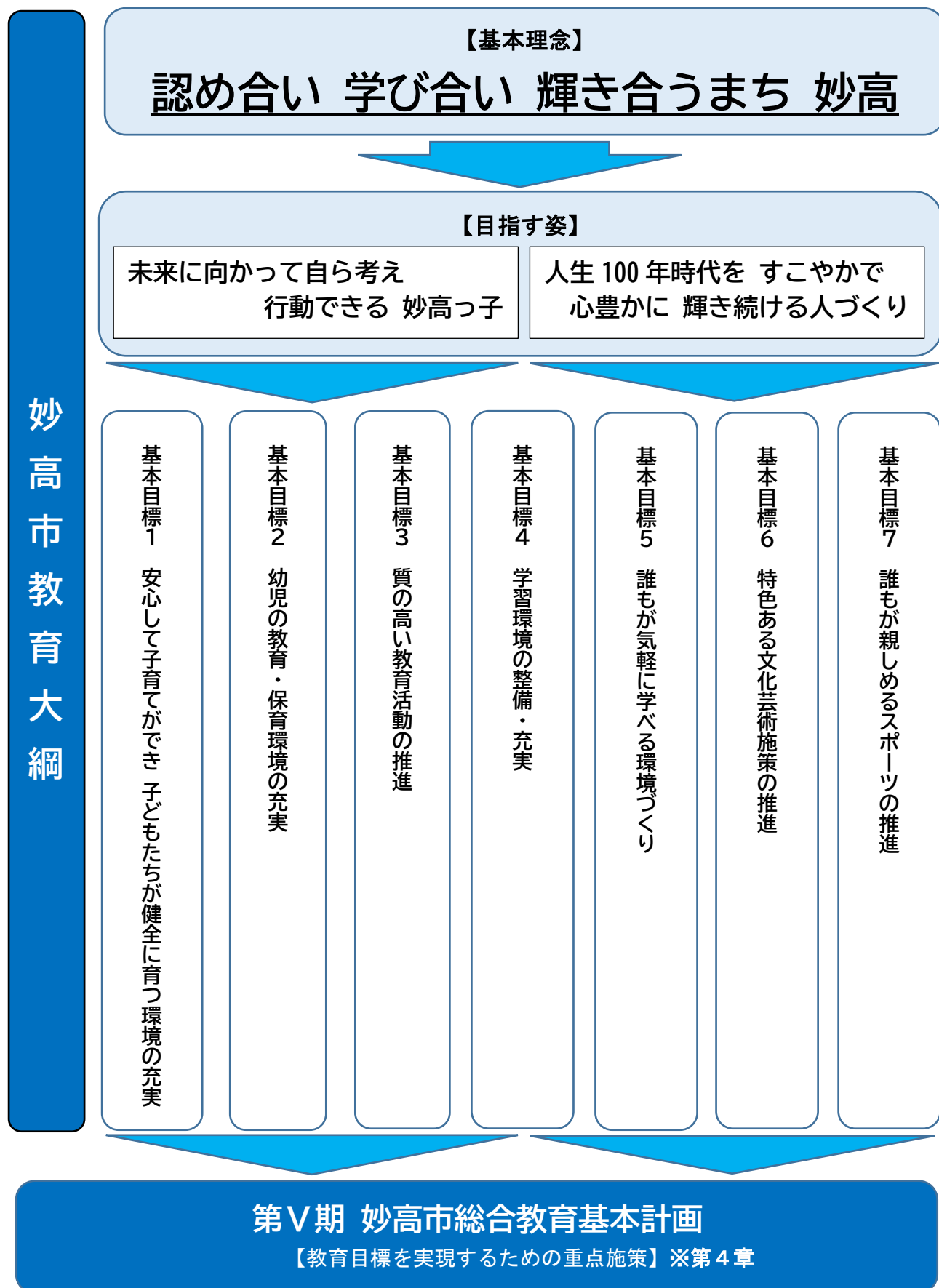
本市が育んできた文化芸術や歴史を活かした施策を総合的に展開し、地域のさらなる活性化や教育文化の向上を図ります。

基本目標 7 誰もが親しめるスポーツの推進

スポーツ活動の実践を通じて運動習慣の定着化を図るとともに、幅広い市民が競技スポーツから生涯スポーツまで、それぞれの目的やライフプランにあった活動を展開できる環境づくりを進

めます。

(3) 体系図



第4章 第Ⅴ期 妙高市総合教育基本計画

1. はじめに

妙高市では、第4次となる新たな総合計画において、「まちの将来像」として、「**みんなでつくる “自分の好きを選べるまち” 妙高 ～つくろう！住みたい、子育てしたい、働きたいをかなえられるまち～**」を掲げています。

これは、人口減少と少子高齢化が加速する中にあるからこそ、これまで以上に市民、地域、事業者、行政が思いをひとつに多様な主体が力を結集し、力をあわせて持続可能なまちづくりを進めていくことを目指すものです。

この考え方は、教育や保健、社会保障、雇用機会を含む幅広い社会的ニーズから、インフラ、消費、産業などの経済成長、そして、気候変動や環境保護など様々な課題に取り組む、国連が2030年までに達成すべき世界共通の目標として掲げるSDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）と目指すべき方向が合致しており、妙高市がまちづくりを進めていくうえで、これとの関係性を明確にしながら、持続可能な成長戦略につながる施策を実行していくこととしています。

妙高市教育委員会では、「第Ⅳ期総合教育基本計画（期間：令和2～6年度）」で、「いのちを育み 学びを支え 郷土の未来を築くひとづくり」を教育の基本理念と定め、①「安心して子どもを育てられる環境づくり」、②「幼児の教育・保育環境の充実」、③「質の高い教育活動の推進」、④「学習環境の整備・充実」、⑤「生涯を通じて学び・つなぎ・活かす人づくり」、⑥「郷土愛と心の豊かさを育む文化のまちづくり」、⑦「地域に活力をもたらすスポーツの振興」を基本目標として、各分野で目標を達成するための重点施策を掲げ、継続発展させる事業、新たな創造的事業等で確かな成果を上げてきました。

「第Ⅴ期妙高市総合教育基本計画（以下「本計画」という。）」の策定にあたっては、第3章の「大綱」で定める基本理念「**認め合い 学び合い 輝き合うまち 妙高**」と、「目指す姿」として掲げる「**未来に向かって自ら考え 行動できる 妙高っ子**」及び「**人生100年時代を すこやかで心豊かに 輝き続ける人づくり**」の実現を目指すための主要施策を設定しました。

また、本計画の推進にあたっては、大綱に位置付ける7つの基本目標の各分野において、持続可能な社会をつくるためのSDGsのゴールを目指した取組の推進と普及啓発を図ります。

更に、継続発展させることや改善すべきこと、新たな創意の下で創造すべきことなどを明確にしながら、各年度における点検評価を行いつつ、その効果を検証するとともに、これまで以上に家庭、地域、学校、行政が一体となった教育活動の取組を進めます。

2. 計画の推進

- (1) 「第4次妙高市総合計画」に基づき、大綱及び本計画を妙高市の教育施策の基本に、各事業を推進していきます。
- (2) 各施策の実施にあたっては、教育環境の変化に柔軟に対応し、成果に関する点検評価に基づいて、

改善課題を明確にした計画の見直しを次のように行います。

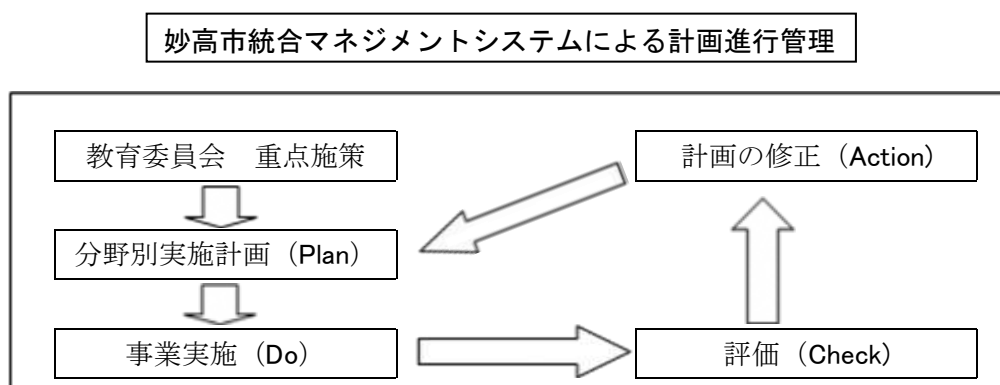
また、SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）との関係性を明確にし
ながら、施策の実行と成果に関する評価を市の主要事業計画の評価により行っています。

【計画の体系的管理及び進行管理】

<毎年度>

妙高市が実施している統合マネジメントシステムのPDCAサイクルにより、計画の進行管理、評価
を行います。

教育活動の発展的な質的向上を図るためには、このサイクルの「計画－実施－評価－修正－計画
…」の一連の過程の中で、「評価」を改善につなげ、活かすことが重要です。



※ 評 価 : 主要事業の事後評価により実施

※ 計画の修正 : 主要事業計画の策定により実施

また、平成 26 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が一部改正されたことにより、すべての教育委員会が、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会への提出と併せて公表することが規定されました。

この地教行法第 26 条の規定に基づき、毎年度、学識経験者から意見をいただきながら、前年度の教育委員会の事務の点検及び評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を付して市議会と市民に報告しています。この取組の中で、総合教育基本計画や主要事業の進捗状況を確認し、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することとします。

3. 基本目標を実現するための重点施策

基本目標 1. 安心して子育てができ 子どもたちが健全に育つ環境の充実

実現するための主要施策

- (1) こども家庭センターを中心とした切れ目のない支援
- (2) 子育てと仕事を両立できる環境づくり
- (3) 支援を必要とする子どもや家庭を支える環境づくり

《関連するSDGsの目標》



主要施策： 1- (1) こども家庭センターを中心とした切れ目のない支援

【現状と課題】

- 当市において、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して一体的に相談支援を行うため、令和6年度から市役所内に「こども家庭センター」を設置し、子育て支援体制の充実を図りました。今後は、相談支援の状況や実績を考慮しながら、子育て世帯に寄り添った相談対応や、体制の充実を進める必要があります。
- 妊娠期から義務教育以降まで、精神的・経済的な不安を軽減するため、切れ目のない一貫した支援が提供できる体制を整える必要があります。また、様々な困難を抱えた子ども・若者・家族にあっては、精神的・経済的な不安や負担が大きいことから、一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。
- 核家族化や地域でのつながりの希薄化により、身近に相談できる相手がいないなど、子育ての孤立に伴う保護者の不安感が増大する傾向にあります。このことから、子育てについて、気軽に相談できる体制の充実や、子育て世代同士が集い、交流できる場づくりが求められます。

【施策の方針と展開】

○妊娠期から子育て期までの相談支援の充実

- ・子育てに不安や悩みをもつ保護者などが、こども家庭センター（市役所内）や認定こども園・保育園、子育て広場など、それぞれにとって身近な場所で気軽に相談などができるよう、相談支援体制の確保・充実に努めるとともに、家庭児童支援専門員の配置などによる伴走支援を行います。

- ・令和6年度に設置したこども家庭センターの機能の充実に向けて、子育て全般の相談だけでなく、相手に寄り添う「伴走型の支援」を行うとともに、相談の実績などを踏まえ、市民の声を聴きながら、より望ましい相談体制を検討します。
- ・SNSなどを活用し、タイムリーに子育てに関する情報を発信するなど、子育て世代への情報提供の充実に努めます。

○子ども・子育て世帯の交流機会の充実

- ・子ども・子育て世帯の実態やニーズに応じた「交流の場」や「居場所」づくりを進めます。
- ・NPO法人等と連携し、各地区に「子育て広場」を開設するとともに、いきいきプラザ内の新井子育て広場を新図書館等複合施設内に移転し、子育て支援サービスの充実と、子育て世代の交流促進を図ります。また、これらNPO法人が行う活動への支援や、研修会の開催による人材育成を行います。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
子育て支援に関わる人材育成等の推進	拡充
多様な窓口における子育て相談及び子育て支援制度等に関する情報の提供	拡充
新図書館との一体的な子育て支援施設の運営	新規
妊娠期から気軽に相談できる体制づくり	継続
SNS等による子どもの成長段階に応じた子育て支援等に関する情報発信	拡充
子どもや子育て世帯の多様なニーズに応じた交流の場づくり	継続
NPO法人等との連携による「子育て広場」の充実	拡充

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○出産・子育て支援の満足度【再掲1-(3)】	子ども・子育て支援に関するアンケート回答割合	83.1%	R5	85.0%以上	R11
○子育て広場の利用者数	子育て広場の年間延べ利用者数の合計	4,731人	R5	5,000人	R11

主要施策： 1-（2） 子育てと仕事を両立できる環境づくり

【現状と課題】

- 共働き世帯や、核家族の増加などにより、子育て支援サービスへのニーズがより多様化する傾向にあります。このため、利用者のニーズに合致した、より満足度の高いサービスの提供に向け、サービス利用者の意見を聞きながら、現在のサービスの内容や効果を検証し、必要に応じて見直す必要があります。
- 子育て支援サービスの安定的な提供に向け、地域団体やNPO法人などとの連携を強化するなど、地域を挙げて子育てを支援する体制を充実・強化していくことが必要となっています。

【施策の方針と展開】

○多様な子育て支援サービスの提供

- ・安心して子どもを育てることができるよう、病児・病後児保育、放課後児童クラブなどの子育て支援サービスの充実・拡充に努めます。
- ・新井小学校区放課後児童クラブを現図書館(新井総合コミュニティセンター)内に移転し、児童の受入環境の充実を図ります。

○地域ぐるみでの子育て支援

- ・子育ての相互助け合い活動であるファミリー・サポート・センター事業の利用者の拡大を図ります。また、利用者の意見を聞きながら、必要に応じてサービスの見直しや充実を図ります。
- ・NPO法人等との連携により、「地域全体での子育て支援」に向けた意識啓発を行います。
- ・地域や関係機関との連携を強化しながら、子どもの健全育成と権利の尊重が確保される環境づくりを進め、市民等への学習機会の提供や理解の促進を図ります。また、全市的な環境づくりと推進体制を構築するため、「(仮称)こどもの権利条例」の制定に向けた研究を行います。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
保護者の個々のニーズに対応した子育て支援サービスの実施	拡充
一時保育、病児・病後児保育などの受入体制の充実	継続
放課後児童クラブの受入環境の充実	拡充
「(仮称)こどもの権利条例」の制定に向けた研究	新規

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○放課後児童クラブ の利用者の満足度	保護者等へのアンケート回 答割合	—	R5	80.0%	R11
○ファミリー・サポー ト・センター会員数	提供会員、両方会員の合計	191 人	R5	250 人	R11

主要施策： 1 - (3) 支援を必要とする子どもや家庭を支える環境づくり

【現状と課題】

- 早期療育施設ひばり園については、子どもへの療育支援と保護者への指導・助言を適切に行うため、家庭児童支援専門員や臨床心理士などの専門職が一体となって支援を行い、保護者の不安解消と療育の充実を図る必要があります。また、比較的重い障がいのある児童の利用が増加傾向にあるため、療育指導員の専門性の確保が必要です。
- 子どもの健やかな成長を妨げる、虐待等の発生や相談が後を絶たないことから、子どもの権利擁護（ヤングケアラー防止など）を含めて、児童虐待の防止に向けた取組などが求められています。
- 児童生徒の不登校等は年々増加傾向にあり、長期化することでひきこもりやニートにつながり、解決が困難な状況になる場合もあることから、学校や関係機関等と連携を図り、早期に本人と家族に寄り添った支援を行う必要があります。
- 所得が比較的少なく経済的に厳しい児童生徒の保護者に対して、就学援助費等の支給により経済的負担を軽減し、就学機会の確保を図っていますが、国内の経済状況が停滞する中、就学環境は一層厳しく、今後も社会情勢に合わせた支援を行っていく必要があります。
- これまで子育て関連の給付金の給付や、令和6年度には保育園・認定こども園（3歳以上児）と、学校給食費の完全無償化を開始し、子育て世代の経済的な負担軽減を図ってきました。また、経済的理由により、学習意欲のある生徒が高等教育の就学を断念することがないよう、大学や専門学校等への修学希望者に対する市独自の奨学金の貸付や、公立高等学校と比べて授業料等が高い傾向にある、私立高等学校通学者の保護者に対する授業料等の補助による就学支援を継続していく必要があります。

【施策の方針と展開】

○問題を抱える子育て世帯への相談対応・支援

（子どもの発達の問題）

- ・発達に特性のある子どもの子育てに悩む保護者に対し、家庭児童支援専門員、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育指導主事による相談・連携体制を強化し、認定こども園・保育園、小中学校、関係機関等が一体となって、子どもやその家族に寄り添った支援を行います。
- ・早期療育施設ひばり園の運営体制の充実や、臨床心理士の配置などにより、発達に特性のある子どもや保護者に対する相談支援と療育体制の充実を図ります。

（家庭環境の問題）

- ・児童虐待やヤングケアラーの未然防止と早期発見に努めるとともに、児童相談所等をはじめとする関係機関との連携を強化し、子どもの安全確保を第一に考え、迅速で適切な対応を図ります。

（不登校等やひきこもりの問題）

- ・不登校児童生徒等の早期復帰に向けた支援を行う教育支援センターの増設や、児童生徒・保

護者・教職員を支援するスクールソーシャルワーカーの配置、オンラインを含めたフリースクールへの通学支援などを継続します。

- ・子ども・若者支援専門員の配置や、「わくわくホーム」の開設により、ひきこもりに苦しんでいる若者の社会的自立や、その家族を支援します。
- ・同じ悩みを持つ保護者が集い、情報交換などを行うことで、子どもとの関わり方に対する意識を変えていくとともに、負担感の軽減や心理面の安定などを図ります。

(低所得の子育て世帯の問題)

- ・民間団体との連携や国制度の活用による支援を進めます。
- ・所得が少なく経済的に厳しい保護者に対し、就学援助制度による学用品費等の援助を継続するなど、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。
- ・所得などに応じた一時保育や病児・病後児保育、放課後児童クラブの利用料の減免等を行います。

○ひとり親家庭等の子どもの生活向上に向けた支援

- ・児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成などの経済的支援を行うほか、就労に有利な資格取得費用の助成などにより、自立に向けた支援を行います。

○支援を必要とする子育て世帯の経済的負担の軽減

- ・保育園・認定こども園（3歳以上児）と、学校の給食費の無償化を継続し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るとともに、市民全体で子育てを支援する意識の普及・定着を図ります。
- ・奨学金の貸与や私立高等学校授業料等（施設整備費、入学金）の補助を継続し、高等教育等への就学機会の確保に努めます。このうち奨学金については、現行の返還金減免制度の効果を検証し、長引く物価高騰への対応や、市内へのUターン促進につながるような制度となるよう、見直しを行います。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
所得などに応じた子育て支援サービス利用料の減免等	継続
ひとり親家庭などへの経済的支援及び就労支援の実施	継続
奨学金貸付制度の運用と見直し【再掲4-(2)】	継続
就学に関わる助成（要保護・準要保護）【再掲4-(2)】	継続
給食費の無償化【再掲4-(2)】	継続
発達に特性のある子どもやその保護者に対する相談支援	継続
子どもの権利擁護に関する市民等への啓発の充実	継続
関係機関との連携強化による、児童虐待やヤングケアラーの未然防止と早期発見	継続
民間団体との連携や国制度の活用による支援	継続

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○出産・子育て支援の満足度【再掲 1-(1)】	子ども・子育て支援に関するアンケート回答割合	83.1%	R5	85.0%以上	R11
○ひばり園の利用者の満足度	保護者等からの事業評価の集計結果	94.0%	R5	100%	R11
○奨学金の貸付件数【再掲 4-(2)】	奨学金の新規貸付件数	14 件	R5	30 件	R11

基本目標 2. 幼児の教育・保育環境の充実

実現するための主要施策

- (1) 安全・安心・快適な保育環境の整備
- (2) 幼児の教育・保育環境の充実
- (3) 自然や他者との関わりによる質の高い幼児教育の推進

《関連するSDGsの目標》



主要施策： 2-（1） 安全・安心・快適な保育環境の整備

【現状と課題】

- 園整備構想に基づき、新井あおぞら保育園の統合整備を行うとともに、3歳未満児の入園申請数の増加に対応するため、和田にじいろこども園に乳児棟（令和7年度供用開始）を整備するなど、安全で快適な保育環境の整備・充実に努めました。今後も施設・設備の計画的かつ適切な維持管理を継続するとともに、環境に一層配慮した施設の維持管理や整備を進める必要があります。
- 教育・保育環境を充実させるため、備品や遊具などの適切な維持管理や、計画的な更新を行い、子どもたちの保育・教育環境の維持・向上を図る必要があります。
- 全市的な少子化に歯止めがかからない状況にあることから、今後の人口動態予測に基づき、将来の園児数の推移を見極めながら、園の統廃合や再配置に向けた検討を進めていく必要があります。

【施策の方針と展開】

- 園施設の計画的な改修・整備による長寿命化の推進
 - ・安全で快適な保育環境を維持するとともに、ゼロカーボンや環境負荷の低減に配慮した施設の維持管理を行うため、長寿命化計画に基づき、計画的に必要な施設・設備の改修、整備を行います。
- 状況に応じた施設改修と備品の整備
 - ・安全で快適な保育環境を維持するため、緊急度や重要度に応じて、適切に施設改修や修繕を行うとともに、厨房備品や遊具などの計画的な更新・整備を行います。
- 園児数の推移を見据えた園の統廃合や再配置の検討
 - ・安心・安全で質の高い保育の維持・充実や、より効率的・効果的な園運営に向け、今後の入園者の推計を踏まえた、小規模園の統廃合や再配置について検討を行います。また、園の統廃合などによって利用しなくなった施設での、新たな子育て支援策の実施についても、あわせて検討を行います。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
幼児教育・保育施設の長寿命化計画の策定	R7
幼児教育・保育施設の長寿命化計画に基づいた整備・改修・解体撤去等	R7 以降
幼児教育・保育施設や備品の適切な維持管理	継続

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○園舎等整備着手園数	大規模改修工事等着手件数 (延数)	0 件	R5	2 件	R11
○園施設の瑕疵に起因 する園児のけがの件数	各園からの園児のけがの報 告	0 件	R5	0 件	R11

主要施策： 2-（2） 幼児の教育・保育環境の充実

【現状と課題】

- 当市の出生数は、急速に減少していますが、保護者の就労状況の変化により、乳児・未満児（0～2歳児）の保育ニーズが高まっています。このことから、真に保育を必要としている保護者が安心して子どもを入園させられるよう、国の保育料無償化と市独自の負担軽減策を効果的に組み合わせるなど、現行の制度設計の見直しを検討する必要があります。
- 保育職員（会計年度任用職員を含む）の待遇改善は進みつつありますが、3歳未満児や支援が必要な児童の増加と、慢性的な人材不足による精神的なゆとりのなさから、現場における保育職員の就労環境が、依然として厳しい状況にあります。慢性的な保育士不足の解消に向け、保育職員の人材確保や処遇改善などの取組が必要です。
- より質の高い幼児教育・保育の提供を行うため、保育職員を対象に県保育士会の基礎研修や運動研修、アレルギー対応研修などを通じて資質向上を図っています。今後も園活動の更なる充実に向けて、研修会の内容を他の保育職員と共有するなど、資質向上を図る必要があります。
- 支援の必要な児童や保護者が増加傾向にある中、市民ニーズを的確に把握するとともに、地域の子育て支援拠点として、園と小学校との連携強化に努めていますが、より継続的、効果的な支援を行う必要があります。

【施策の方針と展開】

○保育人材の確保と育成

- ・保育士資格の取得支援のほか、正規保育士の採用年齢の引き上げやSNSを活用した保育士の募集PRなどにより、保育人材の確保に努めます。
- ・ICTを活用し、日々の業務の効率化を図るほか、事務職員の配置などにより、保育士が働きやすい職場環境の整備に取り組みます。
- ・園と保護者や関係機関との連携強化を図るとともに、園職員の資質向上を支援します。

○きめ細やかな保育サービスの提供

- ・国の子ども・子育て支援施策と連動した、3～5歳児の保育料無償化と、市独自制度として給食費の無償化を実施します。
- ・3歳未満児の保育料の負担のあり方や、一時保育の料金体系について、調査・研究を行います。
- ・園、小学校、地域のほか、こども家庭センターと連携し、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりを進めるとともに、支援の必要な児童・保護者がスムーズに園生活に移行できるよう継続的な支援を行います。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
保育士の積極的な登用と正規保育士採用年齢の引き上げ	継続
保育士資格の取得支援や働きやすい職場環境の整備、処遇改善	継続
国に準じた保育料無償化の実施	継続
市独自の保育料、給食費の無償化の実施	継続

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○保育士資格取得支援利用者数	保育士資格取得支援利用者数（延人数）	3 人	R5	6 人以上	R11
○待機児童の発生人数	待機児童の発生人数	0 人	R5	0 人	R11

主要施策： 2-（3） 自然や他者との関わりによる質の高い幼児教育の推進

【現状と課題】

- 各園では「ほんもの教育」の推進として、自然体験活動など特色ある園活動を積極的に実施しているほか、ALT(外国語指導助手)による生きた生の英語を学ぶなど、子どもたちの生きる力やコミュニケーション能力を育てています。引き続き、これら園活動の充実や発展、定着と、保護者の多様なニーズへの対応に努めるとともに、研修を通じた保育者の一層の能力向上を図る必要があります。
- 園と小学校の連携を一層強化し、就学前後の継続的な支援と、小学校へのスムーズな移行に努める必要があります。また、核家族化や共働き家庭の増加、就労形態が多様化している中で、保護者の今後の保育ニーズを適切に把握し、対応していく必要があります。また、地域での人間関係やつながりが希薄化し、子育て家庭が孤立する傾向がある中、地域と園とが一体となって子育て支援を進めていく必要があります。
- 園児の朝食欠食率が増加しており、「食べない」と回答している人のうち、7割が「用意しているが食べない」、1割は「用意しない」と回答しています。働き方やライフスタイルが多様化する中、きめ細やかな支援が必要な家庭が増加傾向にあることから、生活習慣等の改善に向けた対応や、個別の支援・指導を強化する必要があります。

【施策の方針と展開】

○「ほんもの教育」や特色ある園活動の推進

- ・国立妙高青少年自然の家や地域の里山などの自然を活かした体験活動をはじめ、地域人材と連携した多様な体験活動などの「ほんもの教育」や、各園の特色ある園活動により、子どもたちの豊かな人間性や郷土愛を育みます。
- ・幼児期からALTによるネイティブ・イングリッシュに親しみ、小中学校までの成長段階に応じて、一貫した継続性のある英語教育の実現に向けた取組を進めます。

○認定こども園・保育園から小学校へのスムーズな移行の推進

- ・特別な支援を必要とする児童のスムーズな移行が図られるよう、認定こども園・保育園と早期療育施設ひばり園、小学校などが連携し、相互訪問による児童についての情報共有と確実な引継ぎにより、継続的な支援を行います。

○食育などを通じた正しい食習慣・生活習慣の重要性の啓発

- ・園児の年齢や発達段階に合わせた食育教室を実施し、保護者や園児に対して食習慣や生活習慣の重要性についての啓発を行います。
- ・肥満ややせの園児とその保護者への個別指導を強化し、子どもの健やかな発育を支援します。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
自然体験活動と特色ある園活動の推進	継続
A L Tによるネイティブ・イングリッシュ教育の推進	継続
園と小学校等との連携強化	拡充
夜間・休日保育の市民ニーズの的確な把握と園運営の民営化の研究・検討	継続
地域で園を支援する体制づくり	継続
正しい食習慣・生活習慣の啓発と個別指導	継続

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○園運営に満足している保護者の割合	保護者アンケートにおける回答の割合	97.0%	R5	100%	R11
○A L Tによる英語活動実施園数	A L Tによる英語活動実施園数	全園	R5	全園	R11
○園から小学校へのスムーズな移行	関係小学校等との情報共有、継続支援、指導等の充実に取り組んだ園	全園	R5	全園	R11
○標準的な体格の園児の割合	肥満度-15%～+15%の園児の割合	94.31%	R5	95.0%以上	R11
○朝食の欠食率	3～5歳児の朝食の欠食率	2.36%	R5	1.18%以下	R11

基本目標 3. 質の高い教育活動の推進

実現するための主要施策

- (1) 児童生徒による主体的な学びの推進
- (2) 他者に共感する感性と健全な心と体の育成に向けた支援
- (3) 確かな学力の育成と情報化社会等に対応した教育の充実
- (4) グローバルな人材育成の推進

《関連するSDGsの目標》



主要施策： 3-（１） 児童生徒による主体的な学びの推進

【現状と課題】

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進するため、新井南小学校をモデル校に指定するなど、妙高型イェナプラン教育の取組を進めてきました。また、大きく変動した社会を他者と協力しながら、力強くしなやかに生き抜いていけるよう、自然体験、現地学習、飼育栽培活動等の様々な体験学習を通じて、自ら主体的に学び、他者と協力しながらたくましく生きる力を育む必要があります。
- 郷土愛を醸成する活動を、更に充実させていくことが重要です。また、伝統的な産業、郷土に関する地域住民の知恵や経験など、学校教育での地域人材資源を有効に活かすと同時に、児童生徒の力を地域で活かす仕組みづくりが必要です。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会）は、市内全ての小中学校で導入されていますが、活動の内容や頻度には学校間で差異が見られ、地域住民に十分に周知されていない状況です。
- 終戦から 80 年になろうとしています。戦争を実体験した世代の減少により戦争記憶の風化が進んでいる中、児童生徒に対し、平和に関する意識の高揚と戦争を繰り返さない決意を次世代に引き継ぐことの重要性が高まっています。
- 地球温暖化や自然環境破壊など地球環境の悪化が深刻化していて、豊かな自然環境を守り、環境への負荷が少なく持続可能な社会の構築、様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組む必要があります。

【施策の方針と展開】

- 自然体験、現地学習、飼育栽培活動等の様々な体験学習を通じた「ほんもの教育」の充実
 - ・地域文化を活かし、地域住民と連携した活動など、ふるさと妙高の様々な資源を活用した「ほんもの教育」に重点を置いた学習活動を推進します。

- ・キャリア教育フォーラムや職場体験、国際交流事業等を通して、コミュニケーション能力の育成や社会性の向上、郷土愛の醸成を図ります。
- ・身近な地域の環境についての学習や、豊かな自然環境の中での体験活動をととして自然の大切さを学ぶ学習など、児童生徒が環境について正しい理解を深め、環境を大切に、将来に向けて環境の保全に配慮した行動が取れるように環境教育を一層推進します。

○妙高型イエナプラン教育の充実と発展

- ・令和7年度から新井南小学校で、妙高型イエナプラン教育を本格実施するとともに、その後は、令和11年度を目途にすべての小中学校で、それぞれの実情を踏まえた年間指導計画を作成し、「子どもが主語」の教育活動に取り組みます。

○コミュニティ・スクール制度を利用した教育活動の充実

- ・地域住民との連携や地域活動との結びつきを学校運営に活かすコミュニティ・スクールについて、各学校の取組を情報共有するなど、活動の幅を広げるとともに、地域住民への浸透を図ります。

○実践的な平和学習の実施

- ・戦争の悲惨さや平和の尊さなどを学び、さらにその想いを次世代に引き継ぐため、広島・長崎の平和記念式典への参加や戦争遺跡の見学、戦争体験の語り部の話やDVDの視聴などを通じて、小中学校における平和学習の充実に努めます。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
総合的な学習の時間やキャリア教育など、体験学習の充実・支援	継続
妙高型イエナプラン教育の充実	拡充
コミュニティ・スクール事業の推進	継続
平和学習（命の教育）の充実	拡充

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○民間企業・地域人材等を活用した教育活動数	各小中学校の各学年において活用した数	—	R5	50 回	R11
○妙高型イエナプラン教育導入校数	年間指導計画を作成している学校数	1 校	R5	10 校	R11
○コミュニティ・スクール研修の実施回数	各小中学校のコミュニティ・スクール委員全体の研修会回数	1 回	R5	1 回	R11
○平和学習を通し、平和への意識が高まった児童の割合	施設見学後等の意識調査で、平和への意識が高まった児童の割合	—	R5	90% 以上	R11

主要施策： 3-（2） 他者に共感する感性と健全な心と体の育成に向けた支援

【現状と課題】

- 差別をしない児童生徒の育成に向け、人権教育、同和教育をより一層充実させる必要があります。
- 通常学級に在籍し、学ぶ児童生徒の中には、学習上の特定の困難さや生活行動上の課題を抱えている事例が多いことから、インクルーシブ教育システムを構築する必要があります。
- いじめ発生防止と早期解消に向けて、教育委員会、小中学校、家庭や地域、関係機関との一層の連携強化、協力体制づくりが必要です。
- 不登校児童生徒等の再登校に向けた支援が必要であり、支援の場や居場所となる教育支援センターの開設や、フリースクールへの通学支援などの支援体制を継続していく必要があります。
- インターネットやSNSなどのメディアの普及が著しい中、小中学生がトラブルの原因となるネットトラブルが増加しています。このことから情報モラル教育の更なる充実に努めていく必要があります。
- 肥満傾向にある児童生徒は、将来、生活習慣病に陥る危険性が高いことから、早期の対策、予防が重要です。また、食物アレルギーのある児童生徒は、対応を誤ると重大な事故に直結する危険性があるため、個々の症状に応じた適切な対応が必要です。

【施策の方針と展開】

○人権教育、同和教育の充実による人権意識の醸成

- ・生命を尊重し、他者を思いやる心と、あらゆる差別や偏見を許さない強い意志を育むため、幼少期から小中学校まで一貫した人権教育、同和教育、道德教育の充実、推進を図ります。

○インクルーシブ教育システム構築の推進

- ・特別支援教育の充実に伴い、求められる教育的ニーズが多様化していることから、可能な限り基本的な環境整備、合理的配慮の提供と指導支援の工夫に努めます。
- ・校内研修の充実と教職員の向上を図ります。また、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒の増加に伴い特別支援教育支援員、教育補助員の補充に努めます。
- ・総合支援学校においては、一人一人の児童生徒に対応した支援体制の整備を進めます。

○いじめ・不登校等の発生予防、早期発見、早期解消に向けた取組の推進

- ・いじめの早期発見、早期対応を進めるため、定期的ないじめ・不登校実態調査により、小中学校の現状把握に努めます。
- ・いじめ防止講演会を開催し、予防啓発・早期発見に努めます。
- ・不登校児童生徒等の早期復帰に向けた支援を行う教育支援センターの増設や、児童生徒・保護者・教職員を支援するスクールソーシャルワーカーの配置、オンラインを含めたフリースクールへの通学支援などを継続します。

○情報モラル教育や情報リテラシーを育む教育の推進

- ・児童生徒がメディアのよさや危険性を理解し、メディアを正しく安全に利活用しようとする意識と態度を育むため、すべての小中学校で情報モラル・情報リテラシー教育の充実に努めます。
- ・保護者に対してメディアの利便性に潜む危険性や情報モラル、マナーについて、指導、啓発を行

います。

○学校や家庭の連携により、基本的な生活習慣や食習慣の定着を図るための支援

- ・児童生徒の健康な体を育むため、学校と家庭の連携により、基本的な生活習慣や望ましい食習慣の定着を図るとともに、肥満の状態が著しい児童生徒とその保護者に対して個別指導の強化を図ります。
- ・食物アレルギーをもつ児童生徒に対しては、個々の状態を把握して安全・安心な給食の提供に努めるとともに、全教職員等を対象に研修会を開催し、食物アレルギーへの理解と対応力の強化を図ります。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
人権教育、同和教育の充実	拡充
インクルーシブ教育システムの構築	拡充
いじめ・不登校等の防止に関する取組の充実	拡充
情報モラル・情報リテラシー教育の充実	拡充
食育の推進	継続

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○人権教育、同和教育に関する授業の実施回数	各小中学校の各学年において実施した授業回数	—	R5	100 回	R11
○インクルーシブ教育に関する研修の実施	各学校において研修会を実施した回数	2 回	R5	10 回	R11
○いじめが解消された割合	学校調査によるいじめ発生件数に対する 3 カ月以上観察後の解消件数の割合	97.3%	R5	100%	R11
○いじめ防止講演会等の開催数	いじめ防止・ネット利用等講演会開催数	4 回	R5	6 回以上	R11
○情報モラル教育や情報リテラシーに関する授業の実施回数	各小中学校の各学年において実施した授業回数	—	R5	50 回	R11
○肥満度が 20%以上の児童生徒の割合	学校健診による肥満度 20%以上の児童生徒の割合	8.6%	R5	7.0%以下	R11

主要施策： 3-（3） 確かな学力の育成と情報化社会等に対応した教育の充実

【現状と課題】

- 全国学力・学習状況調査、N R T全国標準学力検査からは、当市の児童生徒の基礎的な学力が低下傾向にあると言えます。このため、授業改善を図りながら引き続き学力向上に取り組み、基礎学力の定着を図る必要があります。
- 基礎学力の習得や思考・判断・表現力の基盤となる読解力の向上に向けた取組が重要です。学習到達度調査や全国学力学習状況調査では、この多くの情報を読み解く力などが課題となっています。
- I C T機器の発達をはじめ、今後さらに発展する情報化社会に児童生徒が適応することを目指し、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するための環境整備や情報活用能力を養う必要があります。

【施策の方針と展開】

○基礎学力の定着のための人材配置と支援

- ・小中学校に教育補助員を配置し、学習効果を高めながら児童生徒の学力の向上につなげていくとともに、放課後などに学習支援を行い、基礎学力の定着を図ります。

○読解力の着実な習得に向けた支援

- ・全ての教科等で、児童生徒が主語・述語などの係り受けなどの文章の組み立てや図表などの非言語情報の意図を意識して、正しく読解できるよう指導に努めます。

○主体的に学ぶ授業づくりやI C Tを活用した個別最適な学び・協働的な学びの推進

- ・I C T機器を活用し、市内外や県外、国外の学校とリアルタイムで交流学习や合同授業を行い、多様な人々のつながりを深めます。
- ・デジタルドリルの活用により、児童生徒の個々の状況に応じた、個別最適な学びを保障します。また、児童生徒の論理的な思考能力の養成を図るため、妙高市教育研究会と協力しながら策定した「妙高市プログラミング教育ベーシックプラン」に基づいて計画的に取り組めます。

○民間企業と連携したプログラミング教育の推進

- ・民間企業と連携したプログラミング教育の実践などを通じて、I C Tを活用した質の高い教育を推進します。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
基礎学力の向上への取組	継続
読解力の向上への取組	継続
I C Tを活用した授業づくりやプログラミング教育等の推進	継続

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○全国学力テストの正答率が全国以上の科目の割合	全国学力テスト等の得点率が全国平均以上になった科目数が全体の科目数に占める割合	91.7%	R5	100%	R11
○全国学力テストの国語読解問題の正答率の向上	全国学力テストの小中国語の読む能力を評価の観点とするすべての問題の正答率の平均	76.1%	R5	85.0%以上	R11
○C R Tアンダーアチーバー(知能水準から期待される正答率よりも低い正答率の児童生徒)の割合	知能水準から期待される正答率よりも低い正答率の児童生徒の割合	—	R5	小学校 10%	R11
○デジタルドリルのWAU率(週に1回以上デジタルドリルを活用した児童生徒の割合)	週に1回以上デジタルドリルを活用した児童生徒の割合	30%	R5	80%	R11

主要施策： 3-（４） グローバルな人材育成の推進

【現状と課題】

- 外国人観光客の増加やグローバル化の進展に伴い、次世代を担う児童生徒の異文化理解にかかる能力や外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る必要があります。
- 実生活に役立つ英語力を習得させるため、幼児期から小中学校まで連続性のある外国語教育を推進する必要があります。
- これまでの外国語教育の成果と課題を明らかにして、小中学校の授業改善等につなげる必要があります。

【施策の方針と展開】

○A L Tの配置などによるコミュニケーション能力の育成

- ・A L T（外国語指導助手）を活用した、実生活に役立つ英語力を育成するための授業改善を図り、外国語によるコミュニケーション能力の向上に努めます。
- ・外国人観光客やスイスやスロベニア等の国際姉妹都市との交流など、児童生徒が異文化を肌で感じる機会を拡大し、異文化や国際理解の促進に努めます。
- ・幼児期から外国語に慣れ親しみ、グローバル化に対応できる国際感覚や外国語によるコミュニケーション能力を養うため、幼児期から小中学校まで一貫した連続性のある外国語教育の実現に向けた取組を行います。

○外国語担当教員の指導力向上と授業改善

- ・外国語教育を担当する指導主事などを配置し、研修や授業公開などにより外国語担当教員の指導力の向上と授業改善を図り、児童生徒の基礎的な英語力の向上に努めます。

○外部試験の活用による基礎的な英語力の向上

- ・英語の４技能（聞く・話す・読む・書く）を総合的に判定する民間の外部試験の活用を通じて、使える英語力の習得状況の把握や評価を行い、課題解決に向けた教員の主体的な授業改善につなげます。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
市内園・小中学校へのA L Tの配置	継続
国際交流事業の推進	継続
スイス／ツェルマットとの中学生交流	継続
スロベニア／スロヴェニ・グラデツとの高校生交流	継続
幼児期から一貫した外国語教育の実施	継続
民間の外国語外部試験	継続

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○全国学力テストの英語の正答率の向上	全国学力テストの英語の平均正答率	36.0%	R5	全国平均以上	R11
○外国人と関わる活動に参加した児童生徒の割合	外国人と関わる活動に参加した児童生徒数が全児童生徒数に占める割合	35.7%	R5	50%以上	R11

基本目標 4. 学習環境の整備・充実

実現するための主要施策

- (1) 学校施設の適切な管理と整備による教育環境の確保
- (2) 安心して学べる教育環境の充実
- (3) 教職員の働き方改革による学習環境の向上

《関連するSDGsの目標》



主要施策： 4-（1） 学校施設の適切な管理と整備による教育環境の確保

【現状と課題】

- 学校施設の約7割が築30年以上経過し、老朽化が著しい現状を踏まえ、計画的な改修等に取り組み、安全・安心な学校環境を確保していく必要があります。
- 普通教室については、全ての教室で冷房設備の設置が完了しましたが、一部特別教室や体育館が未設置となっているため、児童生徒がより快適で意欲的な学びができるような学習環境を整備していく必要があります。
- 児童生徒数の減少や、施設が老朽化している状況を踏まえ、将来を見据えた学校施設の再配置について、検討していく必要があります。

【施策の方針と展開】

○学校施設の適切な改修・整備と長寿命化の推進

- ・長寿命化計画に基づき、学校施設の大規模改修を計画的に実施するとともに、施設の状況に応じた適切な改修や維持管理を行います。
- ・施設の経年劣化状況や将来的な児童生徒数の推移、地域の人口動態などを踏まえ、学校施設の改築を含めた望ましい教育環境の整備に向けた整備計画を策定します。
- ・児童生徒の状況に対応した教室の改修や、備品の計画的な更新などを行います。

○ICT機器の活用による質の高い学習環境の整備

- ・国のGIGAスクール構想に基づき導入した1人1台端末を最大限に活用し、児童生徒が質の高い学習活動を行えるよう、機器の更新や通信ネットワークの整備・改修を行います。
- ・県内統一の校務支援システムを導入し、質の高い学習活動と教職員の業務の効率化を進めます。

○気候変動に対応した安全・安心で快適な学習環境の整備

- ・近年の猛暑への対応として、各学校の体育館への冷房設備の導入や、特別教室への冷房設備の設置を計画的に進め、安全安心で快適に学習や部活動を行うことができる環境整備を進めます。
- ・地球温暖化の抑止に向け、ゼロカーボンを積極的に進めるため、環境負荷に配慮した施設・設備

の計画的な改修・整備を進めます。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
大規模改造工事（長寿命化改修含む）の実施	継続
営繕の実施、備品等の購入	継続
G I G Aスクール構想に基づく通信ネットワークの整備と児童生徒に1人1台のタブレット端末整備など	継続
特別教室への冷房設備の設置	継続
学校の統廃合の研究・検討	継続

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○児童生徒が安全・安心に学習できると感じている保護者の割合	保護者アンケートにおける回答の割合	—	R5	80.0%以上	R11
○長寿命化改修・大規模改造工事の実施校数	学校施設長寿命化計画に基づく改修工事延べ実施校数	—	R5	11 校	R11
○特別教室への冷房設備設置工事の実施校数	整備計画に基づく設置工事の実施校数	—	R5	11 校	R11
○今後の学校施設の整備に向けた計画	施設の状況や児童生徒数の推移などを踏まえた、今後の学校施設の整備に係る計画の策定	—	R5	計画策定	R11

主要施策： 4-（2） 安心して学べる教育環境の充実

【現状と課題】

- 学校の統廃合により通学距離が延びた地域については、スクールバスの運行を継続し、安全な通学手段の確保と保護者の経済的負担の軽減を図る必要があります。また、これまでの統廃合に伴い、スクールバスの運行本数が増加し、管理・運営体制の複雑化が進むとともに、運転手の確保が困難になっているほか、バスの運行経費が増大しています。
- 通学路の安全確保のため、「妙高市通学路交通安全プログラム（平成 27 年 7 月策定）」に基づき、年度に 1 回、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する「通学路合同点検」を行っています。積雪時の危険個所の把握も必要であることから、夏期と冬期を交互に実施しています。
- 経済的な理由により、学習意欲のある生徒が高等教育の就学を断念することがないよう、大学や専門学校等への修学希望者に対する市独自の奨学金の貸付や、公立高等学校と比べて授業料等が高い傾向にある、私立高等学校通学者の保護者に対する授業料等の補助による就学支援を継続していく必要があります。（※主要施策「1」の再掲）
- 所得が比較的少なく経済的に厳しい児童生徒の保護者に対して、就学援助費等の支給により、経済的負担を軽減し、就学機会の確保を図っていますが、国内の経済状況が停滞する中、就学環境は一層厳しく、今後も社会情勢に合わせた支援を行う必要があります。（※主要施策「1」の再掲）

【施策の方針と展開】

○児童生徒の通学等に対する支援

- ・遠距離通学となる児童生徒に対しては、登下校時のスクールバスを運行し、安全安心な通学を確保します。運行計画については、毎年度見直しを行い、児童生徒の安全確保を最優先に、効率的・効果的な運行体制を構築します。

○通学路合同点検の継続実施などによる安全な登下校の確保

- ・児童生徒が安全に通学できるように、全小学校区の通学路合同点検を継続して実施します。点検の結果、改善・対策が必要とされた箇所には速やかに対応するとともに、対策実施後の効果把握も行います。

○教育にかかる経済的負担の軽減

- ・奨学金の貸与や私立高等学校授業料等の補助を継続し、高等教育等への就学機会の確保に努めます。このうち奨学金については、現行の返還金減免制度の効果を検証し、市内へのUターン促進につながるような制度となるよう、見直しを行います。
- ・市内小中学生の給食費の無償化を継続し、教育にかかる経済的負担の軽減を図るとともに、市民全体で子育てを支援する意識の普及・定着を図ります。
- ・所得が少なく経済的に厳しい保護者に対し、就学援助制度による学用品費等の援助を継続します。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
スクールバスの運行やバス無料化による学習環境の支援	継続
「通学路合同点検」の実施（年一回、夏期と冬期を交互に実施）	継続
奨学金貸付制度の運用と見直し【再掲 1-(3)】	継続
就学に関わる助成（要保護・準要保護）【再掲 1-(3)】	継続
給食費の無償化【再掲 1-(3)】	継続

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○奨学金の貸付件数【再掲 1-(3)】	奨学金の新規貸付件数	14 件	R5	30 件	R11
○教育にかかる経済的負担が軽減したと感じている保護者の割合	保護者アンケートにおける回答の割合	—	R5	80.0%以上	R11

主要施策： 4-（3） 教職員の働き方改革による学習環境の向上

【現状と課題】

- 教職員の長時間労働は全国的な問題となっており、平成 31 年 1 月には、文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が出されました。そこで示された上限の目安時間を受け、新潟県では令和 2 年度に「時間外勤務は 1 カ月 で 45 時間以内、1 年で 360 時間以内」の基本方針を掲げました。妙高市における令和 5 年度の時間外勤務が 360 時間以内である校種別の教職員の割合は、小学校が 39%、中学校が 29%、特別支援学校が 85%となっています。小学校では、学校間で時間外勤務の差はあまり見られませんが、中学校では、大規模校で時間外勤務が多い傾向にあります。小学校は教科及び教育活動の準備、中学校は部活動指導、生徒指導のため、時間外勤務が多いと推測されます。
- 教員の働き方改革に向け、市教育委員会が中心となり、令和 6 年度から市立中学校の校時の大幅な見直しを行ったほか、令和 8 年度からの中学校の休日部活動の完全休止に向け、令和 6、7 年度は段階的な縮小に取り組んでいます。
- 保護者などからの緊急性の少ない放課後や時間外の電話対応も、教職員の多忙化や負担の一因となっていることから、学校に時間外アナウンス電話を設置し、対応しています。また、お盆前後や年末年始の期間中は、学校の一斉休業日とし、電話対応も含めて教育委員会こども教育課で対応するなど、不要不急の対応を避けることで、教職員の働き方改革と時間外勤務の軽減を図っています。

【施策の方針と展開】

○人的支援による教職員の負担軽減

- ・教員の負担軽減と指導力の向上などを目的に、引き続き部活動指導員を配置します。
- ・児童生徒の家庭環境による問題に対処するため、スクールソーシャルワーカーを配置します。
- ・学校運営にあたって生じる様々なトラブルに対して適切に対応するため、スクールロイヤーの配置など、法的な相談ができる体制づくりに努めます。
- ・スクールサポートスタッフの増員により、事務的作業の軽減を図ります。

○子どもたちの教育に一層注力できる環境づくり

- ・令和 8 年度からの中学校の休日部活動の完全休止に向け、受け皿となる総合型スポーツクラブとの連携を図ります。
- ・令和 6 年度に実施した中学校での校時の大幅な見直しの効果を検証し、より効率的・効果的な学校運営を目指すため、全県統一による校務支援システムの導入など、教職員の事務的作業の効率化・省力化を図ります。
- ・全県統一型の校務支援システムの導入や、学校への時間外アナウンス電話の設置により、教職員の事務的作業や時間外勤務時間の軽減と効率化を進めます。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
部活動指導員の配置	拡充
スクールソーシャルワーカーの配置	拡充
スクールロイヤーへの相談など、法的な相談ができる体制づくり	継続
モデル校に対する時間外アナウンス電話の設置	継続

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○時間外勤務時間が 年 360 時間以下の教職 員の割合	勤務時間調査による時間外 勤務時間が年 360 時間以下 の教職員の割合	26.5%	R5	70.0% 以上	R11

基本目標 5. 誰もが気軽に学べる環境づくり

実現するための主要施策

- (1) 共に学び、支え合う生涯学習の推進
- (2) 多様な学びを支える拠点施設の運営
- (3) 感性や創造力を豊かにする読書活動の推進

《関連するSDGsの目標》



主要施策： 5-（１） 共に学び、支え合う生涯学習の推進

【現状と課題】

- 生涯を通じた学びを推進するため、「まなびの杜」を中心とした学習機会を提供していますが、コロナ禍やICT技術の進歩などにより、生活スタイルや活動に対する意識が変化し、以前のような大人数による対面式の講座への参加者の確保は難しい状況となっています。これまで「まなびの杜」では、市内の地域資源（自然、歴史や文化など）を活用した講座を開催してきましたが、興味や関心の高い講座の素材となる地域資源の掘り起こしや、若年層の生涯学習への参加を推進する取組が必要です。また、人権、男女共同参画やSDGsなど、社会的課題に対する理解の深化を図るため、これら内容を盛り込む形で講座を運営しましたが、自然や歴史を中心に学びたい参加者のニーズとの乖離が見受けられます。
- 学びの成果を社会や学校などで活かす（還元する）「地域活動人材制度」は、『登録者数』『派遣件数』『「まなびの杜」からの講師への登録者数』の、いずれの指標においても増加傾向にあります。今後更なる高齢化、人口減少時代を迎えるにあたり、体制を維持するための取組が必要です。「地域活動人材制度」は、地域が抱える課題（コミュニティの維持、住民同士のつながりづくりなど）の解決にも寄与するものであり、より多くの地域から利用いただきたい制度ですが、活用している地域は少数となっています。

【施策の方針と展開】

○選択できる多様かつ魅力的な学びの提供

- ・市民が意欲的に参加できる魅力的で多様な講座の企画運営を行います。
- ・社会的な課題にも興味や関心を持っていただける講座を目指し、講師や内容の見直しを行います。また、新たな講座参加者獲得のため、現代的な課題（空き家、終活、プログラミングなど）について学ぶ講座を開催します。
- ・女性活躍、若者の定着・定住につながる郷土愛の醸成など、新たな切り口による多様な学び

を提供します。

- ・市内の地域資源にとどまらず、広域的な視点に立ち、上越地域など近隣の地域資源を活用した講座を開催します。
- ・より多様な世代の市民に対し、選択可能な多様な学びの機会を提供するため、オンラインでも受講可能な講座の提供と拡大に努め、講座のリアルタイムでのオンライン配信のほか、比較的短時間（５～１０分程度）のオンライン専用の動画作成などを進めます。

○生涯活躍社会に向けた共に学び支え合う生涯学習の推進

- ・学びの成果を社会・地域の活動や課題解決に活かす、地域活動人材制度の活用を促進します。
- ・高齢化社会、生涯活躍社会を迎えるにあたり、高齢者がこれまで以上に輝き活躍できる場所の一つとしての「地域活動人材制度」の認知度向上を図り、多様な経験や知識を持つ高齢者が参加しやすい制度とするとともに、園や学校に加え多くの地域から活用してもらえるよう、制度の周知を図ります。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
学習・参加意欲を高める効果的な情報発信の充実	拡充
参加者の希望に応じた講座開設と選択できる多種多様な学びの提供	拡充
社会的・現代的な課題に対応した生涯学習講座の充実	継続
郷土の魅力を再発見する生涯学習講座の充実	拡充
学びの成果を発揮できる地域活動人材制度の活用	継続
学びを活かす活動の場の提供	拡充

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○社会教育関係団体登録数	社会教育関係団体の登録団体数	147 団体	R5	175 団体	R11
○生涯学習講座受講者数	生涯学習講座「まなびの杜」の年間受講者数	294 人	R5	350 人	R11
○地域活動人材制度活用件数	地域活動人材制度の年間活用件数	1,140 件	R5	1,360 件	R11

主要施策： ５－（２） 多様な学びを支える拠点施設の運営

【現状と課題】

- 当市の生涯学習については、市民の生涯学習活動の増進を図るため整備された勤労者研修センターを中心に実施しているところですが、建設から約 38 年が経過し、施設・設備が老朽化、陳腐化しており、人々の学びを支え、交流し、地域の活力に結び付ける施設と運営体制を整備する必要があります。
- 「青少年学習施設（わくわくランドあらい）」については、平成 28 年に大規模リニューアルを実施したところですが、子どもたちを取り巻く社会や学習環境の変化に対応した学習教材や設備などへのリニューアルを検討する時期を迎えています。

【施策の方針と展開】

○新たな生涯学習拠点施設「新図書館等複合施設」の整備と管理運営

- ・新たな生涯学習拠点施設である新図書館等複合施設を整備し、全体の管理運営を市が直営で行うとともに、図書館業務の一部や子育て広場、カフェの運営受託者と連携して施設の活用を図ります。
- ・新図書館等複合施設を活用し、生涯学習に寄与する情報の集積と発信を行い、市民の生涯にわたる自主的な学習活動を支援するとともに、乳児から高齢者まで多世代にわたる交流の促進を図ります。
- ・新図書館等複合施設をより魅力ある施設とするため、近隣の商工団体や町内会、ボランティア、若者など、様々なかたから施設やイベントの企画や運営に参画してもらえる仕組みを構築します。

○社会教育施設の計画的な改修等

- ・青少年学習施設（わくわくランドあらい）については、タブレット端末の一人一台配備や、教育現場における ICT の活用などの子どもたちの学習環境の変化を踏まえ、学習・体験コーナーや内容のリニューアルを検討します。
- ・施設整備から年数が経過し、老朽化が進んでいる勤労者研修センターやコミュニティセンターなどの社会教育施設について、長寿命化に向けた保全と予防対策や市民ニーズを踏まえた改修計画を立案します。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
学びと交流の拠点となる新図書館等複合施設の整備	継続
市民や関係団体が新図書館等複合施設などを活用し、自主的・主体的に活動する仕組みづくり	新規 R7～
社会教育施設のリニューアルや改修計画の検討	継続

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○図書館の貸出利用者数【再掲 5－(3)】	図書館の年間延べ貸出利用者数	22,996 人	R5	45,800 人	R11
○社会教育施設利用者数	社会教育施設の年間利用者数	157,182 人	R5	221,000 人	R11
○新図書館等複合施設の利用者数	新図書館等複合施設の年間来館者数	—	—	49,000 人	R8
○市民 1 人当たりの図書の年間貸出冊数【再掲 5－(3)】	市民 1 人当たりの図書館図書資料の年間貸出冊数	3.3 冊	R5	6.0 冊	R11
○図書館登録率【再掲 5－(3)】	市民の図書館利用登録者の割合	—	—	40.0%	R11

【現状と課題】

- これまで、子どもの読書活動を推進するため、平成 18 年 4 月に「妙高市子どもの読書活動推進計画」を策定し、取組を進めてきたところですが、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向がみられます。
- 読書は、子どもの想像力を育み、自ら考え、行動し、社会的活動に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となるものです。このような読書活動の重要性を踏まえ、子どもの自主的な読書活動を促進する必要があります。
- 子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するにあたり、読み聞かせなどのボランティアが果たす役割は大きなものがありますが、ボランティア人材の固定化、高齢化が進んでいることから、次の世代を担うボランティアを育成する必要があります。
- 現図書館が抱える蔵書数や設備面での課題を解決するため、整備を進めている「新図書館等複合施設」については、より多くの市民から利用してもらえるよう、蔵書やレファレンスサービスの充実など、魅力ある図書館づくりを進める必要があります。

【施策の方針と展開】

○子どもの読書活動の推進

- ・本計画を「妙高市子どもの読書活動推進計画」に位置づけ、市、学校、園や読み聞かせの活動団体などが、それぞれの立場において主体的に取り組み、連携することで、子どもの読書活動を推進します。
- ・年代や発育状況に合わせた読書や読み聞かせができるよう、図書の充実を図るとともに、読書スペースを整備し、子どもの積極的、自主的な読書活動に対する意欲の醸成を図ります。
- ・全校一斉の読書時間・読書活動、読書週間や読書月間等を設けることなどにより、児童生徒が読書習慣を身に付けることができる活動を推進します。
- ・認定こども園や保育園と連携し、子どもや保護者の読書ニーズを共有するとともに、出張読み聞かせ会など、幼児が絵本や物語に親しむ活動を推進します。
- ・子どもがより良い読書習慣を身に付けるためには、保護者の役割が重要です。読書に対する保護者の理解を促進することにより、家庭における読書に接する機会を増やすとともに、家族ぐるみの将来にわたる読書習慣の形成を図ります。
- ・読み聞かせなどのボランティアの育成と資質の向上を図るための研修交流会を開催するとともに、学校区の枠を超えた連携・活動を可能にするボランティア間のネットワークの構築を図ります。
- ・様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させるなど、子どもの視点に立った読書活動の推進に努めます。
- ・子どもの読書活動の推進にあたっては、学校、園、読み聞かせのボランティア団体、教育委

員会で組織する「妙高市子どもの読書活動推進委員会」や「妙高市青少年図書選定委員会」での協議や情報交換などで事業の検証と活動の充実を図ります。

○新図書館等複合施設の供用開始を契機とした市民の読書活動の推進

- ・新図書館等複合施設の供用開始を契機に、魅力的かつ使いやすい図書館とすることで、市民の読書活動の推進を図ります。
- ・妙高市図書館と学校図書館が連携し、相互貸出や図書館司書による定期訪問や相談など、地域ぐるみで読書活動を推進します。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
妙高市図書館における読み聞かせイベントの開催	拡充
ブックスタート（※）の検討	新規 R7～
保護者の理解促進に向けた周知の実施	拡充
ボランティアの育成と資質向上を目的とした研修交流会の開催	新規 R7～
妙高市子どもの読書活動推進委員会の開催	継続
妙高市青少年図書選定委員会の開催	継続

（※）赤ちゃんと保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・バックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○図書館の貸出利用者数【再掲 5－(2)】	図書館の年間延べ貸出利用者数	22,996 人	R5	45,800 人	R11
○市民 1 人あたりの図書の年間貸出冊数【再掲 5－(2)】	市民 1 人あたりの図書館図書資料の年間貸出冊数	3.3 冊	R5	6.0 冊	R11
○図書館登録率（再掲）【再掲 5－(2)】	市民の図書館利用登録者の割合	—	—	40.0%	R11
○学校図書館における 1 人あたり貸出冊数	市内の学校図書館における児童生徒 1 人あたりの図書貸出冊数	83.9 冊	R5	89.0 冊	R11

基本目標 6. 特色ある文化芸術施策の推進

実現するための主要施策

- (1) 多様な文化芸術活動の推進
- (2) 歴史文化資料の保存と活用
- (3) 新たな視点による妙高市史の編さん

《関連するSDGsの目標》



主要施策： 6-（1） 多様な文化芸術活動の推進

【現状と課題】

- 近年、文化芸術に対する社会の興味関心が低下しており、市内の文化芸術団体も高齢化や活動の休止・解散などにより、活動人口が減少に向かっています。令和5年に「妙高市文化芸術基本条例」が制定され、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的推進によって、文化芸術活動の活発化や文化芸術の再興が必要となっています。
- 「妙高市芸術祭」として、四季彩芸術展・妙高市美術展覧会（市展）・妙高市ジュニア芸術展（ジュニア展）は、秋の恒例行事として定着しています。このうち市展では、高校生部門の創設等により出品点数は増加傾向にあります。一方、小中学生のジュニア展への出品数は減少し、特に中学生の絵画の出品はみられなくなりました。こうした状況を踏まえ、市民の文化芸術の成果発表の場を引き続き提供していくとともに、子どもたちが気軽に参加できる新たな文化芸術の体験の場づくりが必要となっています。
- 東京藝術大学との連携事業については、コロナ禍を機に、絵画のサマースクールである「夏の芸術学校」が休止となり、現在、連携事業としては、中学生への演奏指導会である「東京藝術大学吹奏楽クリニック」に限られ、これまでの岡倉天心や故平山郁夫画伯との縁により始まった、「美術」分野での東京藝術大学とのつながりを十分に活かしきれていません。新たな連携の形を検討・協議し、良質な文化芸術に触れる機会を提供する必要があります。
- 中学校の休日の部活動が段階的に休止となり、今後は、希望する生徒が、地域で活動する文化芸術団体に参加していくために、中学生の活動機会の場となる地域クラブとその活動の充実が必要です。
- 文化芸術の振興拠点である妙高市文化ホールと新井総合コミュニティセンターは、築40年が経過し、老朽化が進んでいます。特に文化ホールについては、躯体は新耐震基準をクリアしているものの、大ホールの天井は東日本大震災を踏まえて国が示した特定天井（吊り天井等）の脱落対策の基準を満たしていません。そのため、不具合箇所の改修を中心に、長寿命化に向けた

施設の大規模改修が必要となっています。

【施策の方針と展開】

○文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進

- ・妙高市文化芸術基本条例の理念に基づき、文化芸術活動に取り組む団体と意見を交換しながら、妙高市の特長を活かした文化芸術の振興に向けた「基本計画」を策定します。

○文化芸術団体等との連携による体験型プログラムの提供

- ・文化芸術団体と連携しながら、既存の「妙高芸術祭」などの特色ある文化芸術事業を充実させるとともに、市内の文化・社会教育施設や令和7年秋にオープンする新図書館等複合施設などを活用し、美術、音楽、芸能、歴史等をテーマとした体験型のプログラムを提供し、若い世代や子どもたちが気軽に参加できる新たな文化芸術体験の機会を創出します。

○東京藝術大学との新たな連携事業の構築

- ・岡倉天心ゆかりの地と、東京藝術大学とのこれまでのつながりを活かし、美術分野における新たな連携事業の創出に向けた検討・協議と恒例事業化を目指します。

○地域クラブ活動団体への支援

- ・中学生の休日における地域クラブ活動の場の更なる拡充に向けて、文化芸術団体の指導者に対する研修会を開催するとともに、中学生の受入団体の充実に向けた支援を行います。

○妙高市文化ホール・新井総合コミュニティセンターの大規模改修

- ・施設の現況調査や改修の基本計画に基づき、市民の文化芸術拠点にふさわしい長寿命化や機能強化に向け、大ホールの特設天井の耐震対策をはじめとする妙高市文化ホール・新井総合コミュニティセンターの大規模改修に取り組みます。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
文化芸術の振興に向けた検討会議の開催と基本計画の策定	新規 R8～9
市民が気軽に文化芸術に触れる鑑賞機会や創作活動の発表の場の提供	拡充
文化芸術団体との連携による体験型プログラムの提供	新規 R9～
東京藝術大学と連携した良質な新規文化芸術事業の実施	新規 R10～
地域クラブ活動の指導者研修や受入体制の整備・充実	継続
妙高市文化ホール・新井総合コミュニティセンターの大規模改修工事	新規 R7～10

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○文化芸術団体数	社会教育登録団体、文化協会（旧妙高文化協会含む）に加盟する文化芸術活動団体数	81 団体	R5	85 団体	R11
○文化施設等の来場者数	道の歴史館・斐太歴史の里・妙高芸術祭等の年間来場者数	40,949 人	R5	43,050 人	R11
○文化芸術振興基本計画の策定	妙高市文化芸術基本条例を踏まえた基本計画の策定	未策定	R5	策定	R9
○文化ホール・コミセンの利用者数	妙高市文化ホール・新井総合コミュニティセンターの年間の利用者数	67,855 人	R5	81,500 人	R11
○妙高芸術祭の出品点数	四季彩芸術展・妙高市美術展覧会の年間出品点数	344 点	R5	360 点	R11
○東京藝術大学との連携事業数	東京藝術大学との連携事業数	1 事業	R5	2 事業	R11
○体験型プログラムの提供数	文化団体と連携した体験型プログラムの提供数	0 事業	R5	5 事業	R11

【現状と課題】

- 歴史文化資料の保存と継承については、地域で活躍する保存会会員等の高齢化や減少が進み、担い手の確保が急務となっています。
- 歴史文化資料を活用する体制づくりでは、「大字関川」「関山地区」「斐太地区」の歴史文化保存活用計画の策定が完了し、歴史資源等を活用したまちづくりに向け、地元協議会等による主体的な取組がみられるようになりました。
- 歴史文化のストーリーを活かした地域の活性化に向けて、地域で活動するガイド団体等から成る地域横断的な協議会組織が発足しましたが、まだ活動は低調であり、広く地域内外からの来訪者の誘客には至っていません。
- 市内に点在する既存の収蔵公開施設は、展示の更新もされず施設の老朽化が進んでおり、歴史、民俗、文化などの資料を確実に保存・継承していくための整理統合に向け、施設のあり方を見直す必要があります。
- 歴史文化資料の収蔵公開施設である道の歴史館や斐太歴史民俗資料館の来館者数が減少の一途を辿っており、学校や観光客のニーズに応えるために、新たな施設や設備改修に取り組む必要があります（R1：5,445 人→R5：3,597 人）。このうち、道の歴史館については、展示を中心とした改修に向けて基本計画をまとめています。
- これから本格化する市史編さんに伴う資料の増加や市史刊行後のレファレンス業務等に対応するために、既存の収蔵公開施設のあり方を見直す必要があります。

【施策の方針と展開】

○歴史文化保存活用計画の推進

- ・地域活性化に向けた地区単位の計画や国指定文化財の保存活用のための計画に基づき、地域住民とともに施策を推進し、地域総がかりで歴史文化資料の保存と活用に取り組みます。

○テーマ別歴史観光ガイドの養成

- ・妙高市内や上越地域で活動する歴史文化のガイド団体を対象に、専門性の高いガイド講習会を開催し、テーマ別歴史観光に対応できるガイドを養成します。
- ・地域で活躍する保存会の担い手や会員拡大等に向け、団体等が行う保存・継承の取組や、学習会開催などへの協力・支援を行います。

○収蔵公開施設の再編に向けた検討と既存施設の展示等の改修

- ・市内に点在する収蔵公開施設の統合や展示の改善などの整備に関する考え方を整理し、基本計画の形にまとめます。
- ・デジタル技術の活用や体験要素の充実を図りながら、道の歴史館をはじめとする既存施設の展示等の改修を進めます。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
歴史文化資料の調査と文化財の指定・登録による価値の磨き上げ	継続
歴史観光に向けた専門ガイドの養成	新規 R8～
歴史文化保存団体等への活動支援	継続
歴史文化資料収蔵公開施設の再編に向けた検討	新規 R7～
デジタル技術を活用した展示改修等の実施（道の歴史館）	新規 R7～

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○歴史文化資料の収蔵公開施設の来館者数	道の歴史館と斐太歴史民俗資料館の年間来館者数	3,597 人	R5	5,000 人	R11
○斐太歴史の里の来場者数	斐太歴史の里の来場者数	24,171 人	R5	24,230 人	R11
○歴史観光ガイド数	講座の修了者数	0 人	R5	20 人	R11
○保存活用計画の事業実施件数	3 地区の保存活用計画に記載された事業の実施件数	4 件	R5	6 件	R11

【現状と課題】

- 旧新井市・旧妙高高原町・旧妙高村の自治体史の刊行から 30～50 年が経過し、現代史の新たな部分を基となる史資料とともに記録として残すことが必要となっています。
- 旧 3 市町村史の刊行後の古文書の解読や遺跡の発掘調査等により、歴史の空白を埋める発見や従来の学説を覆す発見など、新たな記述内容が増えてきていることから、それらを加えた妙高市の歴史像を市民に提示すべき時期が到来しています。
- 市町村合併から 20 年を迎えようとしている現在、妙高市の将来を豊かなものにしていくうえで、妙高市の特長や妙高市らしさを捉え直し、それらを後世に引き継いでいくことが必要となっています。

【施策の方針と展開】

○史資料の悉皆的な調査

- ・地域に眠る史資料を掘り起こすために、市内全域を対象とした集落調査を実施するとともに、専門分野ごとに市史専門委員会による学術的な調査を実施します。
- ・併せて、統廃合を含めた市内の学校や神社・寺院、事業所等の調査を進めます。

○妙高市の特長や妙高市らしさが伝わる市史の編さん

- ・妙高市の地域特性や自然・文化・産業等の魅力が前面に表れた市史となるように、テーマ性のある巻構成で編さんを進めます。

○活用しやすい市史の刊行

- ・市民が気軽に手に取って活用できるような分かりやすい市史の刊行を目指します。

○史資料の保管と活用

- ・旧 3 市町村史の編さんにおける史資料に加え、妙高市史編さんにより増加する史資料を整理
- ・保管するとともに、市史編さん後のレファレンス業務等に対応するため、収蔵公開のあり方や方法等の検討を進めます。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
地域に埋もれた史資料を発掘するための集落調査の実施	継続
市史編さん委員会の開催	継続
市史専門委員会の設置	新規 R7～
部会別史資料調査の実施	新規 R7～
市史専門委員会による調査研究とその成果に基づく市史の執筆・編集	新規 R7～
編集委員による市史編集会議の開催	新規 R7～

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○集落調査件数	集落数（町内会・大字数） の累計	0 件	R5	189 件	R11
○部会別調査件数	部会別調査件数の累計	0 件	R5	150 件	R11
○市史編さん委員会の開催数	開催数の累計	0 件	R5	5 回	R11
○編集会議の開催数	開催数の累計	0 件	R5	5 回	R11
○妙高市史の刊行巻数	刊行巻数（全 4 巻の予定）	0 巻	R5	1 巻	R11

基本目標 7. 誰もが親しめるスポーツの推進

実現するための主要施策

- (1) 生涯スポーツの推進による運動習慣の定着
- (2) 競技スポーツにおける選手育成と競技力向上
- (3) 多様で快適なスポーツ環境の整備

《関連するSDGsの目標》



主要施策： 7-(1) 生涯スポーツの推進による運動習慣の定着

【現状と課題】

- 市民生涯スポーツ実態調査（R2年度）によると、市民のスポーツ実施率は、前回調査（H27年度）に比べて大きく向上していますが、引き続き、子どもから高齢者まで幅広い市民が運動習慣の定着に向け、スポーツや運動に親しめるよう、運動機会を提供する必要があります。また、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に楽しめる取り組みやすい教室等の開催が必要です。
- コロナ禍に伴う活動の自粛や施設の休館などにより、令和2年から総合型地域スポーツクラブの利用者数が大幅に減少しましたが、活動自粛の緩和により徐々に利用者数が回復しつつあります。また、個人や家族、地域のコミュニティ団体や仲間に参加する、生涯スポーツ大会やコシヒカリマラソン大会等の大規模なスポーツイベントがコロナ禍前と同様に開催されるとともに、誰でも気軽に取り組むことができるウォーキング教室等の実施により、コロナ禍で減少傾向にあったスポーツや運動の活動機会の確保と参加者数の回復につながっています。

【施策の方針と展開】

○気軽にスポーツや運動に親しめる機会の創出による運動習慣の定着

- ・ラジオ体操やニュースポーツなど、年齢や性別に関係なく誰もが気軽に楽しめる運動やスポーツの普及を図ります。健康ウォーキングについては、「ウォーキングの日」の設定や県のスマートフォンアプリを活用したウォーキングイベントの開催、クアオルトウォーキングや「クアの道」のPR、健康診断等での働きかけなどを通じて、市民への普及と定着を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブによる各種スポーツ教室やジュニアスポーツクラブの運営をはじめ、各種スポーツ大会の開催などにより、生涯のライフステージにおいて、目的や体力に応じてスポーツや運動に親しむことができる機会を創出し、運動習慣の定着を図ります。

○スポーツ関係団体等と連携した多様なスポーツ機会の提供と普及

- ・市内専門学校等と連携したアーバンスポーツの普及や、近年、注目されているeスポーツの普及など、新たな視点でのスポーツの楽しみ方を提案するなど、社会環境の変化やニーズに応えるこ

とができる様々なスポーツ活動の機会を提供し、市民のスポーツに対する気運醸成を図ります。

- ・スポーツ推進委員と連携し、障がいの有無や年齢、体力などにかかわらず、一緒に実施でき楽しめるボッチャなどのユニバーサルスポーツの普及を推進します。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
総合型地域スポーツクラブと連携した各種スポーツ教室やスポーツ大会の開催	継続
民間企業や関係団体等と連携・協働したウォーキングの推進による運動習慣の定着	拡充
スケートボード等のアーバンスポーツやeスポーツなど新たなスポーツ機会の創出	拡大
スポーツ推進委員が主体となって行うユニバーサルスポーツ（ボッチャ）の推進	継続
各地域の特色を活かしたジュニアスポーツクラブの実施	継続
生涯スポーツ実態調査の実施	R7 実施

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○ウォーキングイベントの参加者数	県スマートフォンアプリを活用したウォーキングイベントの参加者数	延 230 人	R5	延 600 人	R11
○スポーツ実施率	成人の週 1 回以上のスポーツや運動の実施率	51.2%	R5	65.0%	R11
○総合型地域スポーツクラブの会員数	総合型地域スポーツクラブの会員数	2,353 人	R5	2,400 人	R11
○スポーツ大会、教室の参加者数	市が主催するスポーツ大会、教室の参加者数	4,911 人	R5	5,200 人	R11

主要施策： 7-(2) 競技スポーツにおける選手育成と競技力向上

【現状と課題】

- 少子化や競技スポーツ人口の減少等により、全国大会以上の大会に出場する個人や団体数が減少傾向にあります。ジュニアスポーツの振興や、支援による競技人口の底辺拡大と競技力向上に向けた継続的な事業の推進が必要です。
- 各競技団体においては、指導者の固定化と高齢化が進行している現状もあり、安定した指導体制の整備に向け、指導者育成に加え、競技スポーツの振興に向けて、各種競技の審判員資格の取得等のスキルアップを図る必要があります。
- これまで全国大会出場者は、スキー競技者が大きな割合を占めていましたが、近年は減少傾向にあり、スキー競技以外の様々な競技の全国大会出場者が増えてきています。こうした中でも引き続き、「スキーのまち」として、ジュニアスキー選手の育成・強化に取り組むとともに、様々な競技に取り組む選手への支援や、市民の競技スポーツへの関心を高める取組が必要です。

【施策の方針と展開】

○競技スポーツの底辺拡大と指導体制の強化

- ・少子化等の影響による競技スポーツに取り組む選手の減少に歯止めをかけるため、競技団体等とともに、競技人口の底辺拡大や選手の発掘・育成・強化を図ります。
- ・安定した指導体制の維持と競技スポーツの振興に向け、指導者研修会の開催や、指導者資格・競技審判員の資格取得支援などにより、スポーツ指導者の人材育成とスキルアップを進め、指導体制の強化を図ります。
- ・将来にわたり継続的にスポーツに親しむきっかけづくりと競技人口の底辺拡大に向け、トップアスリートと触れ合う機会や、体験会などの場を創出します。

○アスリートへの支援と市民の競技スポーツへの関心の高揚

- ・当市の特徴的なスポーツである競技スキーの振興を図るため、次世代を担う小中学生の選手強化や、それを支えるジュニアスキー育成団体を継続して支援します。
- ・全国大会や国際大会に出場する選手を支援・応援するとともに、活躍の状況等を広く情報発信し、市民の競技スポーツへの関心を高めます。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
市スポーツ協会などと連携した優秀スポーツ選手等の顕彰等の実施	継続
ジュニア選手の競技力向上に向けたスポーツ大会の開催支援	継続
競技スポーツの振興に向けた指導者研修や、指導者資格・審判員資格等の取得支援	継続
ジュニアスキー育成団体への支援と選手強化育成事業の実施	継続
競技人口の底辺拡大に向けたトップアスリートによる体験会の開催	新規 R7～
各種スキー大会の開催及び開催支援	継続
全国大会等出場者の市民への周知と激励金の交付	継続

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○アスリート強化育成事業の指定選手数	アスリート強化育成事業における小中学生のスキー競技者の指定選手数	30 人	R5	30 人	R11
○指定選手の全国大会出場率	アスリート強化育成事業における指定選手の全国大会の出場率	47.2%	R5	50.0%	R11
○全国大会等の上場者数	市民等の全国規模の各種スポーツ大会年間出場者数	94 人	R5	100 人	R11
○指導者育成数	指導者等資格取得支援制度によりスポーツ指導者・審判員資格の年間取得者数	8 人	R5	15 人	R11

主要施策： 7-(3) 多様で快適なスポーツ環境の整備

【現状と課題】

- 令和2年ごろからのコロナ禍に伴う活動の自粛や施設の休館などにより、スポーツ施設の利用者が大幅に減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う制限緩和により、利用者は徐々に回復しつつあります。
- スポーツ施設の中には老朽化に伴い、毎年、不具合が生じていることから、施設・設備等の利用状況などを総合的に考慮し、利用者が安全に安心して快適に施設を利用できるよう、引き続き計画的な整備・改修を行う必要があります。また、近年の温暖化による熱中症対策や、関心が高まっているアーバンスポーツなど、市民や合宿等の施設利用者の安全やニーズに対応した施設機能の向上や充実を図る必要があります。
- 令和8年度からの中学校の休日部活動の完全休止に向け、希望する生徒が地域クラブ活動に参加できるよう、中学生の活動機会の場となる地域クラブとその活動の充実が必要です。

【施策の方針と展開】

○安全・安心・快適にスポーツを楽しめる施設の計画的な整備と適切な維持管理

- ・スポーツ施設の長寿命化対策をはじめ、適切な維持管理と計画的な改修・修繕により、市民をはじめ合宿者や大会参加者などが、安全に安心して快適にスポーツ活動や健康づくりに取り組める環境の整備を進めます。
- ・人口減少や情報化の進展などの社会環境の変化を踏まえ、施設管理者へのモニタリング等を通じた利用者のニーズ把握に努めるとともに、施設や設備の整備充実を図るとともに、2021年開催の東京オリンピックから注目されているスケートボードなどのアーバンスポーツを行うことができる環境整備に取り組みます。

○地域クラブ活動団体への支援

- ・中学生の休日における地域クラブ活動の場の更なる拡充に向けて、スポーツ団体の指導者に対する研修会を開催するとともに、指導者資格や審判員資格取得等の支援など、中学生の受入団体の指導体制の向上と支援を行います。

【具体的施策】

施 策 の 内 容	事業実施等
スポーツ施設の適切な維持管理と長寿命化・計画的な改修・修繕	継続
スポーツ施設や設備の環境整備	拡大
地域クラブ活動団体の指導者研修や受入体制の整備・充実	継続
指導者資格・審判員資格取得等の支援	継続

【施策の目標値】

項 目	算出方法等	現況値	年度	目標値	年度
○社会体育施設利用者数	社会体育施設の年間利用者数	259,318 人	R5	311,000 人	R11

参考資料

○策定の経過

時期・日時	内 容
令和 6 年 4 月～11 月	○教育委員会事務局（こども教育課、生涯学習課）で第Ⅳ期（現）計画の施策の評価と、第Ⅴ期（次期）計画の検討、素案の作成
11 月 29 日	○令和 6 年第 11 回教育委員会会議で、計画（案）の概要と今後の予定などを説明・共有
12 月 20 日	○上位計画である第 4 次妙高市総合計画の議会議決により、教育分野に係る計画の確定
12 月 25 日	○令和 6 年度第 1 回妙高市総合教育会議で計画（案）の施策の大綱の協議、検討（市長、教育長、教育委員出席） ※協議内容を踏まえて計画（案）を修正
令和 7 年 1 月 24 日	○令和 7 年第 1 回教育委員会会議で、総合教育会議（12/25）の結果を踏まえた大綱・計画（案）の修正と、今後のスケジュールなどについて説明
2 月 10 日～3 月 11 日	○パブリック・コメントによる意見聴取 ・提出者数 1 名 ・意見の件数 8 件 ・意見を反映した件数 2 件 ※パブリック・コメントの結果を踏まえて大綱及び計画（案）を修正
3 月 24 日	○令和 7 年第 3 回教育委員会会議で、大綱・計画（案）を審議、議決 ※委員からの意見を踏まえ、大綱・計画（案）の一部を修正
3 月 27 日～31 日	○庁内決裁完了、大綱・計画の確定、市民への公開、市議会に計画を配付

○大綱・計画の体系図

（別添のとおり）